

移動等円滑化取組計画書

令和 6 年 6 月 2 1 日

住 所 香川県高松市栗林町二丁目 19 番 20 号
事業者名 高 松 琴 平 電 気 鉄 道 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 植 田 俊 也

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

本年度は、挿頭丘駅と陶駅で、内方線付き点字ブロックの整備を実施する。また、運行案内発車標を仏生山駅に、令和7年度には、太田駅に整備する。

新駅と複線化事業に合わせて、国や自治体等の協力を得ながら、令和6年度にバリアフリー化された車両の設計を行い、令和7年度以降に車両の更新を進めていく。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ① 高齢者や車椅子等の利用者の乗降支援として、簡易スロープを駅施設または全車両に配備し、駅係員及び乗務員が介助し、利用しやすい環境整備を図る。
- ② 自社ホームページに掲載しているハンドル形電動車椅子の利用方法および駅のバリアフリー情報を今後も適時更新する。
- ③ 社内規程に教育計画を定め、年間1回、全乗務員及び駅係員に対して、高齢者や障がい者等の介助方法を教習する。また、専門の外部講習者による教育を実施し、更なるスキルアップを図る。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
琴平線 挿頭丘駅	内方線付き点字ブロック整備
陶駅	内方線付き点字ブロック整備
仏生山駅	運行案内発車標
太田駅	令和7年 運行案内発車標

- ② 旅客施設及び車両等を使用した駅務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
新駅整備 車両導入	公共交通移動等円滑化基準に適合した駅を整備する。 バリアフリー基準を満たした車両の更新計画を進める。

- ③ 高齢者、障がい者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車両乗降用の簡易スロープを配備	駅施設または全車両に簡易スロープを配備し、高齢者や車椅子の利用者に対して駅係員及び乗務員が乗降の際に介助を行う。
障がい者の接遇に関する民間資格をもつ職員の配置	駅係員及び乗務員がサービス介助士の資格を取得し、乗降の際に介助等を実施。2024 年 5 月現在は、70 名がサービス介助士の資格を所持している。今後も資格の取得を推進する。 2021 年 3 月末現在、駅係員を含む 82 名 2022 年 3 月末現在、駅係員を含む 77 名 2023 年 3 月末現在、駅係員を含む 69 名

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページでの案内周知	ハンドル形電動車椅子の利用方法等について、自社ホームページに掲載。その他に駅のバリアフリー情報を公開。今後も情報を更新する。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
介助技術訓練の実施	社内規程に教育計画を定め、全乗務員及び駅係員に対して年間 1 回、障がい者等に対する介助方法の教習を実施し、更なるスキルアップを図る。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
自社ホームページで情報公開	駅施設情報の情報公開
車内放送を用いた啓発活動	車内放送を用い優先席の設置やご利用方法などについて、啓発案内を実施する。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

高齢者、障がい者等のお客様からいただいたご意見をデータベース化し、社内で共有（ホームページで公開）、介助サービスに務める。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
特になし		

Ⅴ 計画書の公表方法

自社ホームページに掲載

Ⅵ その他計画に関連する事項

特になし

注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

2 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。